

安城市子ども・子育て関連条例案について

	1	2	3
条例名	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
制定理由	府省令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、施設・地域型保育事業の運営基準(確認制度)条例の制定が必要となったため (子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項)	府省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」により、地域型保育事業認可基準条例の制定が必要となったため (児童福祉法第34条の16第1項)	府省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、放課後児童健全育成事業基準条例の制定が必要になったため (児童福祉法第34条の8の2第1項)
主な内容	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が従うべき基準、運営規定、利用定員、給付費の通知など	家庭的保育事業者等の一般原則、内部規定、設備の基準、職員体制など ◇地域型保育事業◇ ・小規模保育事業 ※A型・B型・C型(利用定員6人以上19人以下) ・家庭的保育事業(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育事業(1対1を基本) ・事業所内保育事業(従業員及び地域の子どもに保育を提供)	放課後児童健全育成事業の設備の基準、職員体制、開所時間など
制定における本市としての方針	国と同じ基準とする	国と同じ基準とする ※ただし、市が参酌すべき事項で、一部県の基準に従うものがある。	国と同じ基準とする
現在の状況	児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、市は、保育所において「保育に欠ける」児童を保育する義務があるため、条例及び規則で保育の実施条件、保育料の徴収、入園の申込手続き等について規定している。	認可保育所の認可については県が行うこととなっている。また、認可外保育所(事業所内保育含む)も県への届出により開設している。※新制度では新たに市の認可事業(地域型保育事業)として児童福祉法に位置づけられた。	安城市児童クラブ規則、安城市児童クラブ事業 実施要綱にて事業を実施。(平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第1019001号放課後児童クラブガイドライン)
スケジュール	9月議会に上程し、子ども・子育て支援法の施行の日(平成27年4月1日)から施行	同左	同左

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の概要

○ 施設型給付費と地域型保育給付費

子ども・子育て支援法に基づく新制度の下では、市は、施設型給付費又は地域型保育給付費の支給対象となることを希望する教育・保育施設や事業者からの申請を受け付け、その対象となることを確認した上で、これらの給付費を支払うことになります。

施設又は事業者が、この「確認」を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 児童福祉法等に基づく認可基準等を満たした上で、認可を受けること。
- (2) 市が条例で定める運営に関する基準を満たすこと。

○ 従うべき基準と参酌すべき基準

このため、市は、国が内閣府令で定める基準に基づき、条例を定めることとなります。

なお、国の基準は、内容に応じて「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されています。

- * 従うべき基準（＝変更できない基準）
 - ・子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持に関連するもの
 - ・子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- * 参酌すべき基準（＝参考とするもので、取捨選択や変更ができる基準）
 - ・従うべき基準以外のもの

○ 条例の規定内容

9月定例市議会への上程が予定される「安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」案の内容は、次のとおりです。

項目	国の基準	市基準案	区分
利用定員	* 施設型給付費の支給対象施設として確認を受ける保育所及び認定こども園の利用定員は、20人以上とする。 * 地域型保育給付の支給対象施設として確認を受ける家庭的保育事業、小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員は、次のとおりとする。 ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人	左のとおり	従うべき基準

項目	国の基準	市基準案	区分
利用定員と子どもの年齢等との関係	<p>*施設型給付費の支給対象施設として確認を受ける保育所及び認定こども園の利用定員は、次の区分ごとに定める。</p> <p>① 1号（教育標準時間認定） 3歳～5歳 ② 2号（保育認定） 3歳～5歳 ③ 3号（保育認定） 1・2歳 ④ 3号（保育認定） 0歳</p> <p>*地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受ける家庭的保育事業、小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員は、事業所ごとに次の区分により定める。</p> <p>① 3号（保育認定） 1歳・2歳 ② 3号（保育認定） 0歳</p>	左のとおり	従うべき基準
提供する教育・保育の内容及び手続の説明並びに同意	<p>*施設又は事業者は、適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得なければならない。</p> <p>*事前説明を要する事項としては、運営規程の概要、職員の勤務体制など、利用申込者が施設又は事業者の選択に資すると認められる事項を対象とする。</p>	左のとおり	従うべき基準
応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>*施設又は事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、原則としてこれを拒んではならない。</p> <p>*利用申込みに対して、正当な理由がある場合その他の事情により施設又は事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、他の適切な施設又は事業者を紹介するなどの措置を講じなければならない。</p> <p>(「正当な理由」については、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要となる。)その他特別な事情がある場合が考えられる。)</p> <p>*施設及び事業者は、施設の利用に関し市町村が行う要請等については、できる限り協力しなければならない。</p>	左のとおり	従うべき基準
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>*幼稚園又は認定子ども園は、教育標準時間認定を受けた子どもの利用申込みが定員を超える場合は、抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等の方法により、各施設又は事業者においてあらかじめ方法を明示した上で、公正に選考を行わなければならない。</p> <p>*保育所、認定子ども園又は特定地域型保育事業者は、保育認定を受けた子どもの利用申込みが定員を超える場</p>	左のとおり	従うべき基準

項目	国の基準	市基準案	区分
	合は、保育の必要の程度、家族の状況等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。（ただし、経過措置により、当分の間、保育所については、現状のように市町村が利用調整を行うものとする。）		
支給認定証の確認及び支給認定申請に係る援助	<p>* 特定教育・保育施設は、利用者の受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証（利用期間等）の確認を行うものとする。</p> <p>* 特定教育・保育施設は、利用申込者が支給認定を受けていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な支給認定申請がなされるよう援助しなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準
特定教育・保育施設との連携	* 地域型保育事業者は、必要な保育が確実に、かつ、継続的に提供されるよう、特定教育・保育施設を連携施設として確保しなければならない。	左のとおり	従うべき基準
利用者負担額の受領及び上乗せ徴収等の取扱い	<p>* 施設及び事業者は、保護者から利用者負担額を受領するものとする。また、これ以外に、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>* 施設及び事業者は、日用品、文具等の購入に要する費用等を実費として保護者から受け取ることができる。</p> <p>* 実費徴収又は実費以外の上乗せ徴収を行う場合は、各施設及び事業者において、あらかじめ保護者に額や理由の明示等をするとともに、同意を得なければならない。</p>	左のとおり	従うべき基準
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	* 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならない。	左のとおり	従うべき基準
評価等	<p>* 施設及び事業者は、提供する教育・保育の質に関し自己評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない</p> <p>* さらに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表するよう努めなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準

項目	国の基準	市基準案	区分
緊急時の対応等	<p>*施設及び事業者は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境の把握等に努め、子ども又は保護者への援助を適切に行わなければならない。</p> <p>*施設及び事業者は、子どもの体調に急変が生じた場合等には、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準
利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止)	<p>*施設又は事業者は、教育・保育を受けている子どもの保護者が虚偽又は不正行為によってこれを受けている、又は受けようとしていることを把握した場合は、給付費を支給する市町村に通知しなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準
運営規程の策定等	<p>*施設及び事業者は、運営規程において、次の事項を定めなければならない。</p> <p>①施設等の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）等</p> <p>⑤利用料等に関する事項（実費徴収及び上乗せ徴収の有無、これを行う理由、その額等）</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦施設等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準等）</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他施設等の運営に関する重要事項</p> <p>*施設及び事業者は、その施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を掲示しなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準
勤務体制の確保等	<p>*施設及び事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、必要な研修機会を確保し、職員の資質向上等を図らなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準
定員の遵守	<p>*施設及び事業者は、年度中における需要の増大への対応その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準

項目	国の基準	市基準案	区分
虐待の禁止 その他子ども の適切な 処遇	<p>*施設及び事業者には、次のような義務を課する。</p> <p>①利用する子どもを平等に取り扱う原則</p> <p>②虐待等の禁止</p> <p>③懲戒に係る権限の濫用禁止</p>	左のとおり	従うべき 基準
個人情報管理（秘密保持）及び情報の提供	<p>*施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>*施設及び事業者は、現に教育・保育に従事している職員のほか、退職者が正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>*施設及び事業者は、小学校への接続など情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ、このことについて保護者に文書で同意を得ておかなければならない。</p> <p>*施設及び事業者は、利用者が適切に施設等を選択できるよう、その提供する教育・保育の内容に関する情報提供に努めなければならない。</p> <p>*施設及び事業者は、その施設等について広告する場合は、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	左のとおり	従うべき 基準
利益供与等の禁止	<p>*施設及び事業者は、他の施設又は事業者等との間で、利用者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与又は收受を行ってはならない。</p>	左のとおり	参酌すべき 基準
苦情処理	<p>*施設及び事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなどの措置を講じなければならない。</p> <p>*施設及び事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、協力、必要な改善等を行わなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき 基準
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>〈事故の発生（再発）防止〉</p> <p>*施設及び事業者は、事故発生及び再発防止のため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告及び分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修</p>	左のとおり	従うべき 基準

項目	国の基準	市基準案	区分
	<p>を定期的に行うこと。</p> <p>〈事故発生時の対応〉</p> <p>*施設及び事業者は、事故が発生した場合の対応として、次の措置を講じなければならない。</p> <p>①保護者及び市町村に対する速やかな報告を行うこと。</p> <p>②事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。</p> <p>③賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。</p>		
会計の区分	*施設及び事業者は、公費の透明性確保の観点から、教育・保育に係る事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	左のとおり	参酌すべき基準
記録の整備	<p>*施設及び事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>*また、教育・保育の提供に関する諸記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準
特別利用保育、特別利用教育等の提供（定員外利用の取扱い）	*施設又は事業者が、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設又は事業者として本来定員を設定している認定区分の子どもに対する教育・保育の提供に係る基準と同じ基準によらなければならない。	左のとおり	従うべき基準
施行期日	*子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日の予定）	左のとおり	

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

○ 地域型保育事業

子ども・子育て支援法に基づく新制度において、新たに市が認可等の事務を行う「地域型保育事業」として、次の4種類が定められました。

類 型	内 容
① 家庭的保育事業	定員を5人以下とし、保育者の居宅その他の場所において、家庭的な雰囲気の中で保育を行うもの
② 小規模保育事業	定員を6人以上19人以下とし、保育を目的とした様々なスペースにおいて小規模な保育を行うもので、次の3つの類型があります。 ア A型 保育所分園に近い類型 イ B型 A型とC型の間間的な類型 ウ C型 家庭的保育に近い類型
③ 事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施するもので、従業員のほかに地域の子どもにも保育を提供するもの
④ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を行うもの

いずれも、原則として、0歳から2歳までの保育を必要とする乳幼児を保育するものです。

○ 従うべき基準と参酌すべき基準

地域型保育事業を行う際には市の認可を受ける必要がありますので、市は、その認可基準を、国が内閣府令で定める基準に基づき条例で定めることとなります。

なお、国の基準は、内容に応じて「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されています。

- * 従うべき基準（＝変更できない基準）
 - ・職員の資格や員数に関するもの
 - ・乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持及び健全な発達に密接に関連するもの
- * 参酌すべき基準（＝参考とするもので、取捨選択や変更ができる基準）
 - ・従うべき基準以外のもの

保育室の面積等については、最低基準を定めるものと解されるため、より厳しい（事業の質を向上させる）変更は許されます。

○ 条例の規定内容

9月定例会市議会への上程が予定される「安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」案の内容は、次のとおりです。

項目	国の基準						市基準案	区分	
	①家庭的保育事業	②小規模保育事業			③事業所内保育事業				④居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型	定員19人以下	定員20人以上			
保育に従事する職員数 (児童数と職員数の比)	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 ※1 4歳以上児 30:1 ※1 +1人	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 ※1 4歳以上児 30:1 ※1 +1人	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 ※1 4歳以上児 30:1 ※1 +1人	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 ※1 4歳以上児 30:1 ※1	0～2歳児 1:1	左のとおり	従うべき基準
保育従事者の資格要件等	家庭的保育者及び同補助者 ※2	保育士 ※3	保育士1/2以上 ※3、※4	家庭的保育者及び同補助者 ※2	保育士1/2以上 ※3、※4	保育士 ※3	家庭的保育者 ※2	左のとおり	従うべき基準
保育室等に係る面積等	保育を行う専用の部屋 9.9㎡以上 かつ 3.3㎡/1人	乳児室又はほふく室(0・1歳児) 3.3㎡/1人 保育室又は遊戯室(2歳以上児) 1.98㎡/1人	乳児室又はほふく室(0・1歳児) 3.3㎡/1人 保育室又は遊戯室(2歳以上児) 3.3㎡/1人	乳児室又はほふく室(0・1歳児) 3.3㎡/1人 保育室又は遊戯室(2歳以上児) 1.98㎡/1人	乳児室又はほふく室(0・1歳児) 3.3㎡/1人 保育室又は遊戯室(2歳以上児) 1.98㎡/1人	乳児室(0・1歳児) <u>1.65㎡/1人</u> 又はほふく室(同) 3.3㎡/1人 保育室又は遊戯室(2歳以上児) 1.98㎡/1人	—	<u>下線部</u> については、 <u>3.3㎡/1人</u> とする。 ※5。 その他については、左のとおり	参酌すべき基準
屋外遊戯場の面積等	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭(付近の代替地を含む。) (2歳以上児) 3.3㎡/1人	屋外遊戯場(付近の代替地を含む。) (2歳以上児) 3.3㎡/1人	屋外遊戯場(付近の代替地を含む。) (2歳以上児) 3.3㎡/1人	屋外遊戯場(付近の代替地を含む。) (2歳以上児) 3.3㎡/1人	屋外遊戯場(付近の代替地を含む。) (2歳以上児) 3.3㎡/1人	—	左のとおり	参酌すべき基準	

項目	国の基準						市基準案	区分	
	①家庭的保育事業	②小規模保育事業			③事業所内保育事業				④居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型	定員 19 人以下	定員 20 人以上			
給食の提供方法、調理室等の設置及び調理員の配置	事業所等内で調理 ※6 調理設備 調理員 ※7	事業所等内で調理 ※6 調理設備 調理員 ※7			事業所等内で調理 ※6 調理設備 調理員 ※7	事業所等内で調理 ※6 調理室 調理員 ※7	—	左のとおり 従うべき基準	
設備等に係るその他の基準	・火災報知器及び消火器の設置 (消火訓練及び避難訓練の定期的な実施) ・便所	・認可保育所に準じた耐火基準 ・便所			・認可保育所に準じた耐火基準 ・便所	・認可保育所に準じた耐火基準 ・便所 ・医務室	—	左のとおり 下線部は従うべき基準。その他は参酌すべき基準	
地域の子どもの受入れ	—	—			施設の定員の区分に応じ、一定数（1人～20人）の地域の子どもを受け入れなければならない。		—	左のとおり 参酌すべき基準	
連携施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> 必要な保育が確実に、かつ、継続的に提供されるよう、次の事項について協力をを行う保育所、幼稚園又は認定子ども園（特定教育・保育施設）を連携施設として確保しなければならない。 ①集団保育の機会の設定、助言、相談その他の保育の内容に係る支援（定員 20 人以上の事業所内保育事業を除く。） ②必要に応じた代替保育の提供（定員 20 人以上の事業所内保育事業を除く。） ③保護者の希望に基づく、卒園児の連携施設における受入れ ・居宅訪問型保育事業者が、障害、疾病等の程度により集団保育が困難である児童を保育する場合は、障害児入所施設その他の市長が指定する施設と連携を図らなければならない。						左のとおり	従うべき基準	
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医へ委嘱することもできる。）						—	左のとおり 従うべき基準	
施行期日	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日の予定）						左のとおり		

【脚注】

- ※1 地域の実情を勘案して保育が必要と認められる3歳以上児がいる（特例地域型保育給付の対象となる）場合に限る。
- ※2 家庭的保育者・・・市長又は市長が指定する都道府県知事その他の機関（以下「市長等」という。）が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有すると市長が認める者をいう。
家庭的保育補助者・・・市長等が行う研修を終了した者で、家庭的保育者を補助するものをいう。
- ※3 保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
- ※4 保育士以外の者は、市長等が行う研修を終了した者とする。
- ※5 保育所に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）第5条）と同等とする。
- ※6 アレルギー対応が可能であることその他一定の要件（第16条参照。他の条においても準用）を満たすことができる場合は、連携施設として確保する特定教育・保育施設、同一又は関連法人が運営する事業所等からの搬入によることもできる。
- ※7 調理業務を全部委託する場合及び※6の外部搬入による場合は、調理員を置かないことができる。

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

○ 放課後児童健全育成事業について

「放課後児童クラブは」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るものです。

新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実を図ることとされており、「放課後児童クラブ」もその一つに位置付けられ、その設備や運営基準については、国が示す基準を基本として市が条例で定めることとされました。

○ 従うべき基準と参酌すべき基準

このため、市は、国が内閣府令で定める基準に基づき、条例を定めることとなります。

なお、国の基準は、内容に応じて「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されています。

- * 従うべき基準（＝変更できない基準）
 - ・ 従事する者
 - ・ 員数
- * 参酌すべき基準（＝参考とするもので、取捨選択や変更ができる基準）
 - ・ 従うべき基準以外のもの

○ 条例の規定内容

9月定例市議会への上程が予定される「安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」案の内容は、次のとおりです。

項目	国の基準	市基準案	区分
最低基準の目的	○放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	左のとおり	参酌すべき基準
最低基準の向上	○市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と放課後児童健全育成事業者) ○放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、	左のとおり	参酌すべき基準

項目	国の基準	市基準案	区分
	<p>常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p> <p>○市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>		
事業の目的	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>○放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p>	左のとおり	参酌すべき基準
事業者	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、</p>	左のとおり	参酌すべき基準

項目	国の基準	市基準案	区分
	<p>非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。</p> <p>○前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>		
<p>(従) 従事する者</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件)</p> <p>○放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>○放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの 	<p>左のとおり</p>	<p>従うべき基準</p>

項目	国の基準	市基準案	区分
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ・学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 ・学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの <p>（職員の経過措置）</p> <p>○この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>		
<p>（従） 員数</p>	<p>（職員）</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児</p>	<p>左のとおり</p>	<p>従うべき 基準</p>

項目	国の基準	市基準案	区分
	<p>童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員については、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所で支援の提供に当たり、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p>		
<p>児童の集団規模</p>	<p>(職員)</p> <p>○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>左のとおり</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>施設・設備</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>○専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>左のとおり</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>開所日数</p>	<p>○1年につき250日以上を原則として、その実施地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	<p>左のとおり</p>	<p>参酌すべき基準</p>

項目	国の基準	市基準案	区分
開所時間	<p>○次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その実施地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 ・小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 	左のとおり	参酌すべき基準
その他の基準	<p>(利用者平等の原則)</p> <p>○利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>○職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為(以下「虐待等」という。)をしてはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>○利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護 	左のとおり	参酌すべき基準

項目	国の基準	市基準案	区分
	<p>者が支払うべき額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待等の防止のための措置に関する事項 ・その他事業の運営に関する重要事項 <p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</p> <p>○職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>○職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>○行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>○社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>○常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等に</p>		

項目	国の基準	市基準案	区分
	<p>つき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>○市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>○利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>		
<p>施行期日</p>	<p>*子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日の予定）</p>	<p>左のとおり</p>	